

印刷物の調達に係る取扱いの変更について(お知らせ)

長崎市が発注する印刷物については、現在「物品購入」として取り扱っておりますが、そのうち次に指定する印刷物については、「物品購入」から「製造の請負」に取扱いを変更します。

1 対象 印刷物のうち、「一般印刷(封筒を除く)」及び「フォーム印刷」

※ これ以外の印刷物(例:封筒、ステッカー及び特殊印刷等)については、従前のおり「物品購入」として取り扱います。

2 施行日 令和2年10月1日(木)以降の発注から

3 「製造の請負」に変更することで変わること

- 受注者は請け負った契約について、一括して他人に請け負わせてはならず、一連の印刷工程(版下作成、製版、刷版、印刷、製本)を自社で保有する設備を用いて行わなければならないため、発注者が特別に認める工程以外は外注することができません。
- 制限付一般競争入札による発注は、「物品購入」では予定価格(税込)が80万円を超える案件を対象としていましたが、「製造の請負」では予定価格(税込)が130万円を超える案件が対象となります。予定価格(税込)が130万円以下の案件についてはオープンカウンタ等の随意契約により発注します。
- 地域要件については、原則、認定市内業者までとなります。
- 契約金額(税込)が130万円以下の案件については、契約書を省略した場合、請書を徴取することとなります。
- 契約書(又は請書)には、契約金額に応じた収入印紙の貼付が必要となります。

4 その他

- 「封筒」の発注については、従前のおり「物品購入」として取り扱うことから、「製造の請負」に変更する「一般印刷」と区別するため、新たに「封筒」の業種を新設します。
- 現在「一般印刷」又は「フォーム印刷」の業種に登録がある事業者の方におかれましては、「製造の請負」の対応が困難と認められる場合、登録業種の変更が必要となります。